

## いわゆる共謀罪の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案の衆議院での強行採決に抗議する会長談話

本年5月23日、衆議院本会議において、いわゆる共謀罪の創設を含む組織的犯罪処罰法改正案（以下「本法案」という。）が可決され、衆議院を通過した。

当会は、昨年12月8日に、いわゆる「共謀罪」法案の国会提出に反対する会長声明を、本年4月14日に、いわゆる共謀罪の創設を含む「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」の廃案を求める会長声明を発表し、本法案が、監視社会を招き、憲法上の人権を著しく侵害するものであるとして、その制定に強く反対し廃案を求めてきた。

本年3月21日の法案上程後の衆議院法務委員会での審議においても、この憲法上の人権侵害に対する懸念は何ら払拭されることがなかった。当会は、このような状況下で、本法案が衆議院において強行採決されたことに対し、強く抗議する。

本法案は、組織的犯罪集団が、特定の犯罪を計画しただけで成立し、その準備行為を行った場合に処罰するものである。処罰対象が広範かつ不明確なため濫用されやすく、何ら危険な行為をしていない一般市民まで捜査対象となり、プライバシーの侵害等のおそれがあるばかりか、計画段階で事件を摘発することになるために、通信傍受など市民への日常的監視のおそれもある。衆議院法務委員会の審議では、計画よりも前の段階から尾行や監視が可能となることも明らかになっている。監視が強化されることで市民は萎縮し、自由に話し合うことや表現行為など、自らの思想良心に基づく行動を控えることになりかねない。このような社会を招くこととなれば、主権者としての国民の行動は制約され、民主主義そのものも機能しなくなる。

政府は、本法案の必要性について、テロ対策のためとの説明に終始するが、すでにその対策のための法整備は存在し、共謀罪を創設する必要はない。

日本は、戦前に思想弾圧の根拠となった治安維持法が次第に対象を広げ、結果、多くの市民が逮捕、処罰された苦い経験を有する。戦後、日本国憲法において国民が主権者となり、表現の自由など基本的人権が保障された、その社会において、同じ過ちを繰り返してはならない。

当会は、あらためて今般のいわゆる共謀罪法案の衆議院可決に強く抗議するとともに、国会に対し本法案を廃案とするよう求める。また、引き続き、市民に対して本法案の危険性を訴え、本法案が廃案となることを求めて全力で取り組む所存である。

2017（平成29）年5月24日

千葉県弁護士会

会長 及川智志